



鳥取県公報

平成18年 3月24日(金)
第 7 7 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (163) (中部総合事務所福祉保健局)	1
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (164) (＃)	1
	土地改良区の役員の就任 (165) (中部総合事務所農林局)	2
	指定居宅サービス事業者の指定 (166) (東部福祉保健局)	2
	県営土地改良事業計画の変更 (167) (耕地課)	2
	保安林の指定の解除 (168) (森林保全課)	3
	県道の区域の変更 (169) (道路企画課)	3
	県道の供用の開始 (170) (＃)	3
調達公告	落札者の決定 (教育委員会博物館)	4

告 示

鳥取県告示第163号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 3月24日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指 定 年月日
社会福祉法人信生会 理事長 岸田専蔵	東伯郡湯梨浜町大字 はわい温泉58 - 5	グループホーム 信生ゆりはまの 里	東伯郡湯梨浜町大字 はわい温泉58 - 6	認知症対応型 共同生活介護	平成18年 3月15日

鳥取県告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	認知症高齢者グループホーム北条	東伯郡北栄町土下 123 - 1	平成17年6月29日

鳥取県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

就任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 史 明 東伯郡琴浦町大字山田35 - 3

平成18年3月3日就任 任期平成20年3月18日まで

鳥取県告示第166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月24日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指 定 年月日
特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事 永戸祐三	東京都豊島区南大塚 二丁目33 - 10	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若 桜257	通所介護	平成18年 3月20日

鳥取県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業船郡地区農道整備、区画整理、暗渠排水、農地防災）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年3月24日から同年4月13日まで

3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町新井字小神谷448の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉由良線	東伯郡北栄町六尾字配竹193 - 1地先から同町六尾字夢地213 - 1地先まで	変更前	7.0 ~ 16.4	242.0
		変更後	7.0 ~ 36.7	258.0

鳥取県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉由良線	東伯郡北栄町六尾字配竹193 - 1 地先から同町六尾字夢地213 - 1 地先まで	平成18年3月24日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立博物館清掃業務 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成18年3月8日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217
- 5 落札金額 23,625,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成18年1月20日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立博物館総務課
鳥取市東町二丁目124